

## 様式第1号（第9関係）

意見検討結果一覧表  
(案名：第3期岩手県国土強靭化地域計画（素案）についての意見募集)

番号	意見	類似意見件数 (件)	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
1	<p>大規模自然災害は勿論の事、地域で発生した小規模災害の場合でも、いち早く駆け付けなくてはならない地元建設会社や、地元測量設計会社は必要不可欠である事は言うまでもない。</p> <p>しかし、沿岸地域や県北地域において上記の企業は、事業量の確保が厳しいうえに、新卒者や若手の確保が困難であり、従業員の高齢化が進み事業の継続もままならない状況にある。</p> <p>この様な状況が続ければ、地方における地域の守り手の崩壊に繋がり、早期の啓開や会計検査対応に遅れが生じる、多くの地域住民の生活に支障をきたす恐れがある。</p> <p>加えて大規模災害等が発生した場合、中央から被災地域への導線が立たれることも考えられるため、地域の企業の存続は必要不可欠である。</p> <p>そのためには、地域振興に力を入れ地域の建設会社や地域コンサルタントの健全な育成に努めることが必要であると考える。</p> <p>地域が切り捨てられることの無いよう、国、県、市町村では平時から地域企業の育成に配慮しながら事業を進めて頂く事を切に要望する。</p>		<p>測量設計コンサルタント等を含む建設業は、社会资本の整備の担い手であるとともに、維持管理や災害時緊急対応、さらには地域経済を支える役割を有する重要な産業であると考えています。</p> <p>このため、「建設業の担い手の確保・育成」において、地域の建設企業の「担い手の確保・育成」、「働き方改革の推進」、「生産性の向上」等の取組を推進していくこととしています。</p> <p>地域の建設企業が、地域から期待される役割を将来にわたって果たしていくよう、県、建設企業、建設業団体が一体となって、各種取組を進めていきます。</p>	C（趣旨同一）
2	<p>第2期の計画についての達成率を資料として公開してください。計画をしたとしても達成できないのであれば意味がありません。できないことを計画するよりは、何ならできるを検討する必要があります。</p>		<p>「岩手県国土強靭化地域計画」に掲げる施策の実施状況については、毎年度、岩手県国土強靭化地域計画推進アドバイザリー会議で御意見等をいただきており、指標の進捗状況を含め会議資料はホームページで公開しているところです。  <a href="https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/anzenanshin/bosai/1011437.html">https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/anzenanshin/bosai/1011437.html</a></p>	F（その他）
3	<p>過去に起きた災害等でどうすれば被害を減らすことができたのかが重要な資料になります。</p> <p>それを優先して計画を策定することが重要だと思います。</p>		<p>近年発生した自然災害等（能登半島地震、八潮市道路陥没、大船渡市林野火災）も踏まえて計画を策定しています。</p>	C（趣旨同一）
4	<p>沿岸部の災害が多いようで、内陸部との物資の輸送が弱いイメージです。鉄道貨物の輸送力を使えるようにJR等と協議していくことも大切だと思います。</p>		<p>県では、災害発生時における救援物資等の輸送手段を確保するため、JR東日本、JR貨物、三陸鉄道、IGRいわて銀河鉄道、岩手県バス協会と「災害時における輸送の確保に関する協定」を締結しているところです。</p> <p>引き続き、関係事業者と連携して、災害発生時の輸送手段確保に向けて取り組んでいきます。</p>	C（趣旨同一）

5	<p>山林火災は毎年のように発生しますが、消す術が足りていないように思えます。ヘリコプターでは微力です。飛行機の導入を東北全体と自衛隊との間で検討する必要があると思います。</p>		<p>海外の大規模な林野火災では、飛行機（固定翼機）により消火剤散布が行われた事例はありますが、消火活動に飛行機を導入する場合は、低速での飛行が難しく散水が正確に行えるか等の課題が想定されるため、導入する場合は国において十分な検討がされるものと考えています。</p> <p>県としては、北海道東北8道県の防災ヘリコプターの応援協定や自衛隊の災害派遣要請等による空中消火活動を最大限活用し、林野火災の被害の低減を図っていきます。</p>	D（参考）
6	<p>津波についてですが、まっすぐ高台へ避難できる道路の整備をご検討ください。野球場でも公園でも結構ですが、緊急時に駐車できるスペースを造り、町部からよどみなく上がっていけるような道路が必要です。</p>		<p>岩手県地域防災計画において、避難道路の整備については、市町村が「通行不能となった場合の代替経路の確保が可能な道路であること」、「津波、浸水等の危険のない道路であること」、「避難路は、原則として相互に交差しないこと」等に留意し、地域の実情に応じ、地区ごとに避難道路を選定するとともに整備に努めることとしているところです。</p> <p>なお、市町村の避難計画の作成に当たっては、避難手段は原則として徒歩によるものとし、例外として、避難場所等までの距離や避難行動要支援者の存在など地域の実情に応じ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合においては、避難者が自動車で安全かつ確実に避難するための方策をあらかじめ検討するとしているところです。</p> <p>県としては、避難道路の整備を含めた市町村の防災体制確保に向けた支援を行うこととしており、いただいた御意見については、県と沿岸12市町村で構成する会議などで共有させていただき、引き続き津波防災・減災に取り組んでいきます。</p>	D（参考）
7	<p>防潮堤の門扉を自動で閉じるシステム等やらなければならぬことが残っていると思います。</p>		<p>東日本大震災において多くの操作員が被害に遭った事實を踏まえ、岩手県では水門・陸閘のゲートを自動的に閉鎖する「水門・陸閘自動閉鎖システム」を整備しています。</p> <p>また、防潮堤も含め水門・陸閘の老朽化対策及び耐震対策を実施しており、引き続き、津波防災対策に取り組んでいきます。</p>	C（趣旨同一）
8	<p>河川についても同じ河川が毎年のように増水します。浚渫等の抜本的対策を真っ先にやるべきではないでしょうか。</p>		<p>河川の浚渫等については、定期的な河川巡視により河川内の状況を把握し、隨時、緊急性の高い箇所から、機動的、優先的に実施しています。</p> <p>今後も、河川巡視等により河川内の状況を把握しながら、適正な維持管理に取り組んでいきます。</p>	C（趣旨同一）

9	<p>週休二日制度を実施する企業に対する評価の拡充</p> <p>週休二日制度の実行に対する対応が始まっている今日にあって、段階的な実施を行う企業、早々に週休二日とする企業が多くなってきておりますが、これら企業は生産日数の減少やこれに呼応した人件費や諸経費上昇等、応分の負担を強いられるところから、いまだ実効性のある対応に踏み切っていない実態も散見されます。先進的な取り組みに積極的な対応を行う企業は未実施に比較して負担増となる部分もあり、実施企業が適正に評価されるよう、工事成績評定や総合評価落札方式条件一般競争入札における評価を充実していただけるようお願いいたします。</p>		<p>頂いた意見については、関係する建設業団体等との意見交換を行いながら、いわて建設業振興中期プラン2023に基づく施策の実施や工事成績評定の見直しなどの際の参考とさせて頂きます。</p>	D（参考）
10	<p>工事の発注時期と工期の分散を考慮した平準化の実現</p> <p>工事発注の平準化においては年々改善がなされていることと思いますが、工事発注時期を分散させて平準化したとしても複数の類似工事で発注時期や工期が重なった場合、各専門工種は複数の工事において同じ時期に施行せざるを得ない重複化を招くことが多数あります。就業者減少の流れの中、専門業者数や技能者の絶対数は限られており、技能者が不足するがために応札できない、下請け受注できないというような事象が依然として継続しているため、年間全体を俯瞰して工種ごとの工事量が平準化が図れるよう、発注時期の年の幅を最大限に用いた分散の検討をお願いいたします。</p>		<p>頂いた意見については、関係する建設業団体等との意見交換を行いながら、いわて建設業振興中期プラン2023に基づく施策の実施や働き方改革等に係る取組の参考とさせて頂きます。</p>	D（参考）
11	<p>施工中における工事書類の簡素化と統一化</p> <p>成果品や施工途上における工事書類は、施工全体においてその負担が依然として重く、日中現場作業を管理した後夕刻より書類を作成するなど現場技術者に重くのしかかっております。国土交通省が強く推進している工事書類の簡素化に倣い、県においても簡素化に向けた積極的なご検討と実施をお願いいたします。また、各工事書類の取り扱いにおいては統一的なルールに沿って行われていることは承知しておりますが、担当者による運用の解釈や手法の別によって書類の差し戻しや作り直し等、本来必要ではない労力を取られるケースも少なくありません。より統一化された解釈と運用によって部署の別、個人の別にかかわらず画一的な取り扱いがなされるようお願いいたします。</p>		<p>頂いた意見については、関係する建設業団体等との意見交換を行いながら、いわて建設業振興中期プラン2023に基づく施策の実施や働き方改革等に係る取組の参考とさせて頂きます。</p>	D（参考）

12	<p>条件付一般競争入札における技能士雇用会社自社施工要件の継続運用と厳格化</p> <p>条件付一般競争入札において参加条件として「技能士雇用」を求める項目は、技能士の存在意義を高め、一層の意気の向上が図られております。今後も変わらず継続して制度運用されますようお願いいたします。</p> <p>しかし、入札へ参加したいがために技能士を県外より一時雇用した例も発生しており、こうした安い技能士の雇用取り扱いは技能士の雇用継続を脅かし生活の安定を揺るがすものであるため、社会的地位を低下させる要因となり得るものであります。こうした事例による条件逃れが成立しないよう、入札申込時における3か月以上の雇用実績等の雇用の継続性を求める条件を付加いただけますようお願いいたします。</p>		<p>頂いた意見は、県営建設工事の入札制度の適切な運用に当たり参考とさせていただきます。</p>	F (その他)
13	<p>総合評価方式における「建設マスター・ジュニアマスター」の取り扱い</p> <p>配置予定技術者の表彰実績について、優秀施工者岩手県知事表彰が対象となっていることについて、建設マスターやジュニアマスターは含まれておりませんが、国が表彰する高度な優秀施工者表彰であり、これらの取り扱いについても含めていただけるようお願いいたします。</p>		<p>頂いた意見については、関係する建設業団体等との意見交換を行いながら、いわて建設業振興中期プラン2023に基づく施策の実施や建設業振興対策に係る取組の参考とさせて頂きます。</p>	D (参考)
14	<p>資材費の高騰に伴う対応の強化</p> <p>防水資材は年々卸価格が高騰しており、いまだとどまる気配がありません。この価格改定は原油由来の材料では年に複数回改定することがあり、前年度に設計された設計価格に基づいた翌発注年の予定価格では既に価格整合出来なくなっている場合があります。</p> <p>契約後、価格変動が起きていた場合には容易にこの変動を変更として認めていただけるよう、昨今の価格上昇に対する柔軟な対応をお願いいたします。</p>		<p>頂いた意見については、関係する建設業団体等との意見交換を行いながら、いわて建設業振興中期プラン2023に基づく施策の実施や物価高騰対策に係る取組の参考とさせて頂きます。</p>	D (参考)
15	<p>計画本文への修正意見 P103 第5章 脆弱性評価結果に基づく対応方策 1-4 (11) 農林水産業の生産基盤・経営の強化 《農地利用の最適化支援》 農地集積 → 農地の集積・集約化</p> <p>理由 次の文中の表記と統一させる。            • 令和7年7月策定「いわて農業生産強化ビジョン」            • 本案P128 (5) 農林水産業の担い手の確保・育成            《リーディング経営体や新規就農者の確保・育成》</p>		<p>御意見のとおり計画本文を修正しました。</p>	A (全部反映)

16	<p>1. 3ページ 第2章 基本的な考え方 2 事前に備えるべき目標        (5)        第2期計画（第3章）では「必要最低限のライフライン等を確保するとともに」と表記していたものを「情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに」としていることについて、具体性があって良いと思います。殊に、東日本大震災津波時を思い返すと「燃料供給関連施設」を明記されたことは被災県ならではの発想と感じました。</p>		<p>御意見ありがとうございます。</p>	F（その他）
17	<p>令和7年2月26日発生の大船渡市の山林火災の正式名称について        「令和7年大船渡市大規模林野火災」と記憶していましたが、地域計画では「令和7年大船渡市林野火災」と表記されています。        懸念されたため、念のため記載いたしました。</p>		<p>国では正式な名称を定めておらず、県では、「令和7年大船渡市林野火災」と表記することとしております。        なお、大船渡市では、「令和7年大船渡市大規模林野火災」と表現しています。</p>	F（その他）

備考1 「類似意見件数」欄については、類似の意見をまとめて公表するときに当該類似の意見の件数の記入に用いるものとし、それ以外のときは削除するものとします。

2 「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分を記載するものとします。

区分	内 容
A（全部反映）	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B（一部反映）	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C（趣旨同一）	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D（参考）	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E（対応困難）	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F（その他）	その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等）

3 意見（類似の意見をまとめたものを含む。）数に応じて、適宜欄を追加して差し支えありません。

4 計画等の案の項目区分に応じて、適宜表を分割して差し支えありません。